

公 示 送 達 書

令和8年9月18日

次の書類を当税務課に保管していますので、来庁のうえ受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

三木市長 仲 田 一 彦



送達する書類

令和7年度 個人住民税・森林環境税 第4期 督促状

公示送達される方

番号	氏 名
1	ヨーワ サラーユット
2	チャン ティ フエン チャン
3	マノーラー アンマリ
4	チュオン コン ハウ
5	ハエメルレ モゾンビテ ジョハネス
6	ハエメルレ モゾンビテ オリベル
7	マグフィラ ザヒラー
8	チュオン ティ ベ ハン
9	レ ゴック ハイ
10	グエン ティ トウ タオ

公 示 送 達 書

令和8年9月18日

次の書類を当税務課に保管していますので、来庁のうえ受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

三木市長 仲 田 一 彦



送達する書類

令和7年度 個人住民税・森林環境税 第4期 督促状

公示送達される方

番号	氏 名
11	ズー キム ティエン
12	張 晋
13	ルット ルメンポー
14	ラビ ウッタナラジ
15	チャン ゴック ドウック
16	ガルバット バヤルガル
17	アフマト シマー ナスルッディン
18	ズオン ティ フオン
19	レー クイン チャン
20	ホアン ドー ジャ ハン

公 示 送 達 書

令和8年9月18日

次の書類を当税務課に保管していますので、来庁のうえ受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

三木市長 仲 田 一 彦



送達する書類

令和7年度 個人住民税・森林環境税 第4期 督促状

公示送達される方

番号	氏 名
21	ディン ティ フィン ガン
22	グエン ゴック ハイ
23	カオ バン アン
24	アーマド ライハン ファーレシ
25	ムハマド ファイサル グナワン
26	チャン フー イエン
27	ビット ロート
28	チャン トウ ハー
29	ホアン ハ ビック チャム
30	チャン ティ ジェム ハン

公 示 送 達 書

令和8年9月18日

次の書類を当税務課に保管していますので、来庁のうえ受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

三木市長 仲 田 一 彦



送達する書類

令和7年度 個人住民税・森林環境税 第4期 督促状

公示送達される方

番号	氏 名
31	グエン ティ ジエム ミー
32	アドベ レイマート ボルハ
33	レ ティ ヒエン
34	ブィ ヴァン ラン
35	グエン ティ フーン
36	グエン ティ ロアン
37	マルコ マイケル カニエゾ
38	レー ティ トウイ リン
39	ズオン ティ ズン
40	チャン ティ タイン マイ

公 示 送 達 書

令和8年9月18日

次の書類を当税務課に保管していますので、来庁のうえ受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

三木市長 仲 田 一 彦



送達する書類

令和7年度 個人住民税・森林環境税 第4期 督促状

公示送達される方

番号	氏 名
41	タマン ビカス
42	チン バー ティエン
43	カオ ティ ヒエン
44	チュ ヴァン クアン
45	橋本 悠暉

公 示 送 達 書

令和8年9月18日

次の書類を当税務課に保管していますので、来庁のうえ受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

三木市長 仲 田 一 彦



送達する書類

令和7年度 個人住民税・森林環境税 (令和7年度) 随時1期 督促状

公示送達される方

番号	氏 名
1	フエンサリダ チェリー ローズ リンタグ
2	ファンディ サントソ

公 示 送 達 書

令和8年9月18日

次の書類を当税務課に保管していますので、来庁のうえ受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

三木市長 仲 田 一 彦



送達する書類

令和7年度 固定資産税 第4期 督促状

公示送達される方

番号	氏 名
1	速水 誠

公 示 送 達 書

令和8年9月18日

次の書類を当税務課に保管していますので、来庁のうえ受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

三木市長 仲 田 一 彦



送達する書類

令和7年度 国民健康保険税 第3期 督促状

公示送達される方

番号	氏 名
1	山岸 龍真

公 示 送 達 書

令和8年9月18日

次の書類を当税務課に保管していますので、来庁のうえ受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

三木市長 仲 田 一 彦



送達する書類

令和7年度 国民健康保険税 第4期 督促状

公示送達される方

番号	氏 名
1	山岸 龍真

公 示 送 達 書

令和8年9月18日

次の書類を当税務課に保管していますので、来庁のうえ受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

三木市長 仲 田 一 彦



送達する書類

令和7年度 国民健康保険税 第5期 督促状

公示送達される方

番号	氏 名
1	山岸 龍真

公 示 送 達 書

令和8年9月18日

次の書類を当税務課に保管していますので、来庁のうえ受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

三木市長 仲 田 一 彦



送達する書類

令和7年度 国民健康保険税 第6期 督促状

公示送達される方

番号	氏 名
1	山岸 龍真

公 示 送 達 書

令和8年9月18日

次の書類を当税務課に保管していますので、来庁のうえ受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

三木市長 仲 田 一 彦



送達する書類

令和7年度 国民健康保険税 第7期 督促状

公示送達される方

番号	氏 名
1	山岸 龍真

公 示 送 達 書

令和8年9月18日

次の書類を当税務課に保管していますので、来庁のうえ受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

三木市長 仲 田 一 彦



送達する書類

令和7年度 国民健康保険税 第8期 督促状

公示送達される方

番号	氏 名
1	山岸 龍真
2	田中 愛華

公 示 送 達 書

令和8年9月18日

次の書類を当税務課に保管していますので、来庁のうえ受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

三木市長 仲 田 一 彦



送達する書類

令和7年度 国民健康保険税 第9期 督促状

公示送達される方

番号	氏 名
1	本岡 孝稀
2	山岸 龍真
3	田中 愛華